

(仮称) 串間市いちき風力発電事業に係る  
宮崎県環境影響評価専門委員会

議事概要

日 時：令和6年7月22日（月） 午後1時30分から午後2時30分まで

場 所：宮崎県庁防災庁舎5階 51号室

出席者：宮崎県環境影響評価専門委員会委員 10名 ※ 5名はオンライン参加

事業者側 10名 ※ 6名はオンライン参加

事務局 5名

当委員会は、令和6年6月20日付けで、「(仮称) 串間市いちき風力発電事業」の環境影響評価方法書（再提出）に対する環境の保全の見地からの意見について、知事から諮問を受けた。知事への答申を作成するため、以下のとおり委員会を開催した。

## 1 開会

## 2 議事

「(仮称) 串間市いちき風力発電事業」の環境影響評価方法書（再提出）について

(1) 事業概要説明、住民意見に対する事業者側の見解説明

(2) 委員等事前質疑に対する事業者側の回答

(3) 質疑応答

各委員からの主な意見、質疑及び事業者の回答は以下のとおり。

(A委員)

- ・ 耐用年数が20年ということで、設備に支障が無ければ継続運転を検討したいとの考えだが、廃棄物の処理が大変だと思われるので、廃棄物の有効利用の観点から何か考えはあるか。

→ 極力、設備をリプレースして事業を継続し、廃棄物の生じる工事を減らしたいと考えている。事業終了する際は、その時点での技術をできるだけ用いながら、法令に沿って、廃棄物処理として問題無いように実施したい。

(B委員)

- ・ 最近、森林が大雨や台風で非常に荒れているので、発電機等の搬入ルートへの新設道路の取り付けについて御配慮いただきたい。取付道路は舗装してその後も利用するのか。

→ 承知した。取付道路については、舗装するかは未定だが、地権者の方は林業も展開しようと考えている土地であるため、林業での使用も想定して設計し、その後も管理用道路として林道と兼用で使っていくことを地権者と同意している。

(C委員)

- 当初、調査を行っていたときから時間が経過しているのに、現在、同様に評価を行うに当たって、最新の資料が必要である。  
重要な猛禽類であるクマタカだけではなく、例えばサギ類やツル、カモなど、群れで飛行する種がブレードの近くを通ったときに、群れの最後尾あたりにいる個体が衝突するといった事例が鹿児島県出水市の方でも起こっているのに、どう評価するのか。  
→ 猛禽類以外の鳥類についても現地調査での把握に努めたい。
- 事後調査について、今までは1年程度、義務づけで行っているが果たして大丈夫なのか。経済産業省でも事後調査期間の延長を検討していると聞いており、最低5年くらいは調査を行わないと結果は出ないのではないかと考えているので、検討してほしい。  
→ 事後調査期間については、まだ現地調査を行っていない段階なので、現地調査の結果を踏まえて、準備書の段階で期間等を御審議いただきたい。

(D委員)

- 林齢のバリエーションをとって植生調査してほしいという質問に対して、植生調査で可能な限り林齢を記録するという回答だが、国有林等は森林簿により植栽時期を記載していると思うので、まずはこちらを参考に林齢を明らかにしていただくとうまいと思う。  
→ 承知した。

(E委員)

- 住民からの意見で超低周波音を懸念する意見が多く挙がっていた。今回、串間南部の風力発電より数は少ないものの、一基あたりの出力が大きいため、超低周波音の到達範囲等がどの程度拡充されるのかが気になっている。  
この点については、実際に設置してみないと分からない点もあると思うので、実際に運用した後に生じた問題に対して適切に対応できるよう、住民への情報公開や事後対応をしっかりと行ってほしい。また、建物が振動することによる物的な影響と、身体的な影響が懸念されると思うので、環境省の手引き等に適切に従ってほしい。現在、6 MWの風車設置事例はあるのか。  
→ 6.1MWの風車の設置と稼働は、検討している案件は複数あると思うが、日本国内での実績はまだ無いと認識している。

- ・ 実績がまだ無いとなると、実際稼働した際に問題が生じるのはよくないので、騒音の継続範囲約1 km範囲内での環境調査や、稼働して問題が生じた際にどう対応するのか、事前の予測及び対応計画を立ててほしい。  
→ 承知した。海外では6 MWの風力発電機のメーカーデータはあるので、そこを調査及び予測に反映させ、住民への説明などを実施したい。

(4) 希少動植物に関する質疑応答

※ 希少動植物の生息地等に関する審議内容を含むため、非公開とさせていただきます。

(5) 委員審議

質疑応答を踏まえ、委員による協議が行われた結果、以下のとおり答申の内容をまとめることで合意が得られた。

ア 答申の内容を事務局が作成し、事務局から各委員に素案を提示する。

イ 最終的な細かい表現等の調整は、会長及び事務局に一任する。

### 3 閉会